

磐田市地域クラブ活動「SPO☆CUL IWATA」活動ガイドライン

I 総則

1 趣旨

令和2年9月に文部科学省・スポーツ庁・文化庁から、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が答申され、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとなった。本市でも、令和4年12月の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁・文化庁）を受け、地域クラブ活動を推進していくこととした。磐田市教育委員会がその推進役を担う。ここに磐田市地域クラブ活動の運営についての方針を定める。

2 地域クラブ活動とは

一般の地域の方や希望する教職員が指導者や代表者になって行う活動で、土曜日や日曜日を中心に行う。

本市では、「磐田市立中学校部活動ガイドライン（H31.3）」を継承し、スポーツ庁・文化庁の「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン（R4.12）」をもとに、本ガイドラインを定め、それに沿って実施する。

地域クラブ活動全体を統括する運営事務局は、磐田市教育委員会放課後活動課に置く。

3 地域クラブ活動の目的

- (1)本市の生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する。
- (2)学校部活動の教育的意義や役割について、地域クラブ活動においても継承・発展させ、新たな価値を生み出すとともに、生徒の人間的な成長に資する。
- (3)生徒を真ん中に据え、活動にかかわる人全体が高まる・成長する魅力ある活動（それぞれの Well - Being）を展開し、本市のまちづくりに寄与する。

4 地域クラブ活動への参加

- (1)磐田市立中学校に在籍する生徒で、地域クラブ活動に参加を希望するすべての生徒を対象とする。学校部活動で行う種目でないものへの参加も可能。
- (2)年度当初からの入会を原則とするが、年度途中の入会も随時受け付ける。できるだけ3年間継続することが望ましい。
- (3)活動期間は、3年生の7月末までを基本とするが、希望する生徒は中学校卒業まで活動することも可能。
- (4)退会する場合は、クラブ指導者に申し出て、相談する。
- (5)クラブの移籍は、本人の希望により可能。その場合、在籍クラブの退会→新クラブ

への入会の手続きをする。

(6)同時に複数のクラブへの加入は原則できない。

5 活動時間及び休養日の設定

(1)活動日

(ア)平　　日　・週 3 日以内

(イ)週休日等　・週休日は少なくとも 1 日以上を休養日とする。(ただし日曜日に大会やコンクール、地域行事が設定されている場合は、保護者理解のもと、けが防止等のため、土曜日に必要最小限の活動を行ってもよい。この場合は平日の活動日を休養日にする。)

- ・ 3 日以上の連休の場合は、多くても 2 日以内の活動とする。
- ・ 学校が設定する臨時休業日（週休日の振替日等）は活動を実施しない。

(ウ) 長期休業中・平日、週休日等とも、学期中途に準ずる。

- ・ 8月 11 日から 20 日の 10 日間は原則実施しない。

(2)活動時間

(ア) 平　　日　・ 2 時間程度

(イ) 週休日等　・ 3 時間程度(準備片づけを含め 4 時間以内とする)

(ウ) 長期休業中・ 3 時間程度(週休日と同じ)

(エ) その 他　・ 平日、週休日等、長期休業中間わず、超過した活動日数や時間については、休養日等を他の日に振り替えたり、活動時間を短くしたりする。併せて保護者や生徒に説明する。

・ 週休日等に終日大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

6 大会参加等

(1)現状の中体連や吹奏楽連盟の規程では、学校部活動（単独、合同）として大会に参加を想定。

団体競技、個人競技とも、地域クラブが地区大会（磐周大会、西部大会）から参加できるようになれば（中体連や吹奏楽連盟の規程）、地域クラブで大会に参加する。その場合、主催者の規定に基づいて参加し、大会参加申し込みや大会役員の派遣等は各クラブが行う。

(2)文化活動では、コンクール、地域の催し物、独自の発表会等、可能であれば参加や開催は可能。その場合、必要な準備や手続き等は各クラブが行う。

(3)クラブで大会やコンクールに参加する場合は、日ごろの活動の成果を発揮する機

会として真に必要なものを精選して参加する。

7 地域クラブ活動に係る経費等

- (1)地域クラブ活動の参加にかかる費用は、参加生徒の保護者から参加費を徴収する。
- (2)磐田市教育委員会は、地域クラブ活動の運営等に係る経費について予算措置等の財源確保に努める。
- (3)地域クラブ活動に参加する生徒及び指導者が安心して参加できるように、スポーツ安全保険等に加入する。
- (4)経済的困窮家庭の生徒が参加費負担を理由に地域クラブ活動に参加できないことがないよう、適切な措置を講ずる。
- (5)参加生徒の保護者とクラブとの連絡手段として、運営事務局は連絡管理システムを整備する。地域クラブ活動に参加する生徒の保護者は、連絡管理システムに加入する。その際に係る通信料は保護者負担とする。

8 その他

国及び県の方針やガイドライン、予算等を鑑み、磐田市地域クラブ活動について、適宜見直しを図る。

II 運営事務局

1 運営事務局業務

- (1)参加生徒の募集
- (2)参加費の徴収
- (3)参加生徒、指導者のスポーツ安全保険加入（手続きは運営事務局が行う）
- (4)各クラブとの連絡、調整
- (5)指導者の勤務把握、指導者謝金の支払い
- (6)指導者研修会の開催（年2回。5月、10月）
- (7)クラブ代表者会の開催（年2回。5月 総会、2月 活動報告会）
- (8)その他、磐田市地域クラブ活動全体に関すること

2 募集

参加生徒の募集は、広報紙、ホームページに掲載するとともに、磐田市立中学校を通して運営事務局が行う。毎年度4月に募集を行い、5月連休明けより活動を開始する。

3 参加申し込み

- (1)一斉参加申し込み期間を設け、Webシステムにより、希望クラブを選択し申し込む。
- (2)年度途中からの参加申し込みも隨時受け付ける。

4 参加費

磐田市地域クラブ活動に参加するにあたり、運営事務局は2,000円／月（予定額：休日のみ実施の場合）を参加生徒の保護者から徴収する。（平日も実施する場合は、実施日数により増額する予定）

- ・参加費の徴収方法は検討する。
- ・参加生徒の都合でその月の全日数を欠席した場合や、月の途中で入退会した場合にも、1か月分を徴収する。
- ・クラブ側の理由でその月の全部が実施されなかった場合は、保護者に返金する。
- ・その他、クラブにより、別途活動費（用具費等）がかかる場合がある。

5 各クラブとの連絡調整

- (1)各クラブの参加生徒一覧をクラブと共有する。
- (2)運営事務局はクラブの活動状況について把握し、必要に応じて相談、助言する。

6 指導者の勤務把握及び謝金支払い

- (1)運営事務局は、各クラブ代表者からの毎月の報告により指導者の勤務を把握する。
- (2)指導者謝金は翌月20日頃に指導者が申請した口座に振り込む。

7 指導者研修会

運営事務局は、クラブ指導者及び希望する人材バンク登録者に対し、年2回の研修会を実施する。

8 クラブ代表者会

- (1)年2回実施し（5月、2月）、運営事務局及び各クラブの代表者が出席する。
- (2)事業内容の協議・承認、予算・決算に関する総会を5月に、年間の活動報告会を2月に開催し、磐田市地域クラブ活動全体に係る内容を共有する。

9 その他

その他、磐田市地域クラブ活動の運営に関する事項は、運営事務局及び関係各所とで協議する。

III クラブ

1 クラブ運営

- (1)磐田市地域クラブ活動の「理念」及び「ガイドライン」を遵守し、活動する。
- (2)参加生徒や指導者の安全について、十分に配慮する。
- (3)参加生徒や指導者のため、スポーツ安全保険に入る。（手続きは運営事務局が行う）

- (4)保護者との連携を深め、運営に関して協力いただけるようにし、保護者とともに生徒を育てる。
- (5)生徒が参加するクラブは、参加生徒や保護者の希望を優先し、自由に選択できるものとする（活動場所、活動内容等）。
- (6)同種目のクラブの代表者・指導者との連携を深め、種目の市全体の振興を図る。
- (7)各クラブは運営事務局との連絡調整を密にし、共通理解のもと運営を進める。

2 指導者・代表者

- (1)代表者（指導者）は、本事業の趣旨を理解の上、年度当初に、運営計画書を運営事務局に提出する。
- (2)代表者は、毎年度末までに当年度の活動報告書と会計報告書を運営事務局に提出する。
- (3)1 クラブ（会場ごと）の指導者数（代表者含む）は3名以内程度とする。
- (4)指導者は、運営事務局が主催する「磐田市地域クラブ活動指導者研修会（仮）」に参加し、研修を受けるとともに、磐田市地域クラブ活動に関する意見交換を行う。
- (5)指導者として参加を希望する教職員は、勤務地・居住地にかかわらず参加が可能。ただし、生徒の状況やクラブ運営の状況から適切に判断する。教職員が代表者になる場合は、参加生徒の活動を保証するために、自身の勤務地の変更にかかわらず継続的に活動できることが望ましい。※1
- (6)指導者は、一人ひとりの人格や人権を尊重し、参加生徒・保護者との信頼関係構築に努める。個人情報やプライバシーの保護に十分留意し、特にSNSへの投稿等は控える。
- (7)クラブ運営に関わる大人は、未来を担う生徒と関わるという社会的責任を自覚し、それにふさわしい言動を行う。特に、以下の点に留意する。
 - (ア)参加生徒の心理面を考慮した肯定的な指導を心掛ける。
 - (イ)参加生徒の実態を把握し、適切にフォローする体制をつくる。
 - (ウ)参加生徒間の人間関係形成、リーダー育成等の集団作りに心掛ける。
 - (エ)体罰や暴言の禁止を徹底する。

※1 指導者として参加を希望する教職員は、所属校の校長に相談し、了承の上、磐田市教育委員会に兼職兼業の許可を求める（資料2「教職員の兼職兼業について」参照。）

3 活動場所

- (1)磐田市立中学校及び小学校の施設を活動場所とする場合、利用料は免除する。（一般同様に施設利用、減免申請をする。）ただし、校舎内を使用する場合は運営事務局及び学校長の許可を得る。

(2)学校外の公共施設を使用する場合は、一般同様に施設利用申請すれば、減免規程が適用される。

4 謝金等

- (1)指導者の謝金は、休日 1 回につき 4,800 円（予定額）とする。（平日に実施する場合は 1 回 2,500 円（予定額））磐田市から支払う。
- (2)代表者は、クラブごとに毎月の指導者の従事記録を運営事務局に報告する。

5 活動費

活動費とは、消耗品や用具費、チーム登録費、大会参加費等であり、各クラブで適切に徴収、管理し、会計報告書を運営事務局に提出する。

6 出欠管理

- (1)参加生徒の出欠は保護者からクラブ代表者へ連絡管理システムで知らせる。
- (2)活動中止や迎えの依頼等、保護者への一斉連絡には連絡管理システムを活用する。

7 参加生徒の健康管理

- (1)指導者は、参加生徒の健康状態に気を配り、健康管理に努める。体調のすぐれない参加生徒には無理に参加させることのないようにする。
- (2)クラブには、必要最低限の応急手当用品を備える。
- (3)活動中、具合が悪くなった参加生徒がいた場合は、保護者に連絡し、迎えを依頼する。
- (4)活動中にケガが起きた場合、応急手当てを行うが、保護者に連絡し、状況を伝え、受診を勧める。緊急を要する場合は、保護者と連絡を取るとともに、救急車を要請する。
- (5)事故によるけが等が発生した場合は、必要な措置を講じた後、運営事務局に速やかに報告する。相互で連携を取り、以後の対応をする。

8 トラブルへの対応

- (1) クラブ内で起こった問題については、クラブでの対応を原則とし、運営事務局に速やかに報告する。クラブ内で対応が難しい場合には、運営事務局とともにに対応する。
- (2)参加生徒同士のトラブルについては、指導者が双方から丁寧に話を聞き、保護者と連絡を取るなどして対応する。
- (3)参加生徒や保護者からの、クラブ指導者に対する要望や苦情等については、クラブ代表者が話を聞き、誠意ある解決や対応を図る。

9 天候、気候等による対応

- (1)天候や気候による対応基準を別に定める。(資料7「SPO☆CUL IWATA 危機管理マニュアル」)
- (2)参加生徒の安全を第一に考えて対応し、状況により、基準によらずクラブ側で中止、活動の途中打ち切り等の判断をする場合もある。
- (3)保護者への連絡等、確実に行う。